

小笠原都市づくり連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 小笠原諸島の世界自然遺産登録に向けて、世界自然遺産にふさわしい都市づくりを推進するため、小笠原都市づくり連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(議事事項)

第2条 連絡会議は、次の号に掲げる事項を議事とする。

- (1) 世界自然遺産登録に向けての小笠原諸島(父島・母島)を対象とした都市づくり手法等の検討・調整に関する事。
- (2) 環境、観光、地域産業と連携した都市づくりの調整に関する事。
- (3) その他必要と認める事項。

(連絡会議の構成)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 連絡会議に会長を置き、会長は、東京都都市整備局技監の職にある者をもって充てる。
- 3 連絡会議に副会長を置き、副会長は東京都都市づくり政策部長の職にある者をもって充てる。
- 4 会長に事故があるとき又はかけるときは、副会長がその職を代理する。
- 5 委員は、別表1の職にある者をもって充てる。

(会議の開催等)

第4条 会長は、会議を招集し、会議を主宰する。

- 2 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(幹事会の設置)

第5条 会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会議に付議する議案に関する協議及び調整を行う。
- 3 幹事会は、座長及び幹事をもって組織する。
- 4 座長は、東京都都市整備局開発プロジェクト推進担当部長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 6 座長は、幹事会を招集し、主宰する。
- 7 座長は、特定の事項について、関係する幹事で構成する会議を開催することができる。
- 8 座長は、必要があると認めるときは、幹事以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の事務局は、東京都都市整備局都市づくり政策部開発プロジェクト推進室が担当する。

2 連絡会議の庶務は、事務局補助を置くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。(17都市政開第209号)

改定 平成19年2月1日 (18都市政開第306号)

別表1 小笠原都市づくり連絡会議構成員

< 会長、副会長及び委員 >

会長	東京都都市整備局	技監
副会長	東京都都市整備局	都市づくり政策部長
委員	東京都都市整備局	企画・技術担当部長
委員	東京都都市整備局	開発プロジェクト推進担当部長
委員	東京都都市整備局	住宅政策推進部長
委員	東京都都市整備局	都市基盤部長
委員	東京都都市整備局	市街地建築部長
委員	東京都都市整備局	都市景観担当部長
委員	東京都総務局	多摩島しょ振興担当部長
委員	東京都総務局	小笠原支庁長
委員	東京都環境局	自然環境部長
委員	東京都産業労働局	観光部長
委員	東京都産業労働局	参事(農林漁業事業改善担当)
委員	東京都建設局	総務部参事(企画担当)
委員	東京都港湾局	離島港湾部長
委員	東京都港湾局	参事(島しょ・小笠原空港整備担当)
委員	東京都教育庁	学務部長
委員	小笠原村	助役

< 事務局 >

東京都都市整備局都市づくり政策部副参事(小笠原担当)

東京都都市整備局都市づくり政策部開発プロジェクト推進室多摩開発企画係長

別表2 小笠原都市づくり連絡会議幹事会構成員

<座長及び幹事>

座長	東京都都市整備局	開発プロジェクト推進担当部長
幹事	東京都都市整備局	総務部企画担当課長
幹事	東京都都市整備局	都市づくり政策部都市計画課長
幹事	東京都都市整備局	都市づくり政策部土地利用計画課長
幹事	東京都都市整備局	住宅政策推進部地域住宅課長
幹事	東京都都市整備局	都市基盤部街路計画課長
幹事	東京都都市整備局	市街地建築部市街地企画課長
幹事	東京都総務局	行政部島しょ振興担当課長
幹事	東京都総務局	小笠原支庁土木課長
幹事	東京都環境局	自然環境部副参事(自然公園担当)
幹事	東京都産業労働局	観光部振興課長
幹事	東京都産業労働局	農林水産部副参事(団体経営改善推進担当)
幹事	東京都建設局	総務部副参事(計画担当)
幹事	東京都港湾局	離島港湾部計画課長
幹事	東京都教育庁	学務部営繕課長
幹事	小笠原村	総務課企画政策室副参事

<事務局>

東京都都市整備局都市づくり政策部副参事(小笠原担当)

東京都都市整備局都市づくり政策部開発プロジェクト推進室多摩開発企画係長